

陳 情 文 書 表

6 陳情第 6 号

学校給食費の無償化を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 3 月 4 日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]	
	氏 名	代表 水田里子 こがねい学校給食費無償化を実現する会 ほか 47 人	
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]	

発言を申し出ます。

発言者	住 所		
	氏 名		
	連絡先	([REDACTED]) - [REDACTED]	

(宛先) 小金井市議会議長

主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 6 年 3 月 4 日 9:30				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
渡辺	(譯)		山浦	西村	明加彦藤	三下	

2024年3月4日

学校給食費の無償化を求める陳情書

小金井市教育委員会は一昨年から、物価高騰の影響がでている学校給食食材費への補助事業を開始していますが、子育て家庭から歓迎されています。

憲法 26 条は「義務教育はこれを無償とする」と明記しています。ところが自治体は、学校給食法において保護者負担が原則としていることを理由に無償化や負担軽減には消極的でした。最近、国会での文部科学大臣の答弁で、自治体の補助を否定するものではないことが明らかにされ、全国で無償化の動きがひろがっています。

都内でも 23 区は無償化に踏み出しました。昨年小金井市を含む 26 市の市長会は、東京都に対し無償化実施に対し全額補助を求める要望書を提出しています。

また東京都はこうした動きを受け、今年 1 月無償化を実施した自治体に対し 2 分の 1 の補助を行うことを明らかにしています。

子どもの栄養状態の改善を目的に、戦後まもなく学校給食は始められました。現在学校給食は「食育」として、人間の生活の基本となる食事、食文化を伝える教育の一環としての位置付けが強調され、子どもの成長と発達を保障する上で重要な役割を持っています。

小金井市の学校給食費（年額）は、小学生低学年 48,509 円、中学年 51,986 円、高学年 55,726 円、中学生 65,388 円です。兄弟姉妹がいる家庭では年間 10 万円を超えます。

小金井の子どもの成長と発達を促していくためにも、市議会が関係各機関に働きかけるよう陳情します。

1. 国に対し、小中学校給食費の無償化の財政措置を求めること
2. 東京都に対し、多摩地域の財政措置の拡充を求めること
3. 小金井市として市立小・中学校に通うすべての児童・生徒（就学援助対象を除く）の給食費を無料にすること。
4. 不登校の小中学校の児童・生徒に対して支援すること
5. 国立学校、私立学校の小中学校に通う児童・生徒に対して支援すること

以上

こがねい学校給食費無償化を実現する会

代表氏名 水町 里子 小金井市緑町

氏名	住所

※署名は自筆でお書きください。代筆の場合は右端に押印を。この署名は目的以外には使用しません。

21.3.10

主任	議会事務局	保存永長10.5.3.1	受付番号
	6年3月14日	第1ガイド	第2ガイド
係	主任	係長	次長
		山浦	西村
		明加彦藤	三下
委員長			
議長			

令和
(西暦2024) 年 3月 14 日

小金井市議會議長

宮下 誠

様

写

陳情者 住所 小金井市緑町 [REDACTED]

氏名 ニカムイ学校給食費無償化を実現する会
代表 水町 里子

陳情書の訂正について

令和 年 3月 4 日付けで提出した陳情書について、都合により下記のとおり
(西暦 2024)

訂正したいので申し出ます。

記

1. 陳情件名

6 陳情第6号 学校給食費の無償化を求める陳情書

2. 訂正箇所

陳情文書表陳情の要旨中

訂 正 前	訂 正 後
低学年 48,509円	低学年 48,059円
中学生 65,388円	中学生 59,940円

陳 情 文 書 表

6 陳情第 7 号

~~小金井市議会に付し 国民年金法が24年にむけたを改定する改正やめる意見書を議会に提出するよう求めます~~ 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 3 月 5 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]		
	氏 名	大曾根 美希		印 ほか 人
	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)			
連絡先	()			—

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]		
	氏 名	大曾根 美希		
	連絡先	()		

(宛先) 小金井市議会議長

主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
	受 理 年 月 日		令 和 6 年 3 月 5 日		11:20	
主任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長

副会長 小金井市議会会員に対する 国民年金法24条改正の問題と削除する事に
之求めた意見書と 国会に提出するうえで求めた附録
日本国家は、被扶養家庭、半被扶養家庭、被扶養家庭ではない。
地方自治法第1条の2(地方公共團體の継承)は、「地方公共團體は、
住民の福祉の増進を國の之の基本とす」と定められてゐる。他方、
国民年金法24条(受給権の保護)は、「給付を受ける権利の差し押しが
二つあります。ひとつは老健基礎年金と他の公的年金との差し押しがある
こと。もう一つは、差し押しがある場合、2036年7月1日以後の年金額。
国民年金は満額年額80万円以下のものと云ふ。老健基礎年金は満額年額
80万円以上です。すなはち 国民年金法24条は、「国民年金満額年額80万
円以下、保護すべきあり、差し押しがある場合の外、老健基礎
年金は、差し押しがある場合の外、結果的に国民年金は差し押しが
ある場合の外、一切保護すべきあり」といふわけでは、行はれず。
国民年金法24条は、国民年金の受給者を保護する法律と言ふが、
国民年金満額年額80万円以上の額は、^{合計}老健基礎年金と併せて同様。
地方生老病死被扶養家庭の生活保護費は月額7万8千円
以下です。生活扶助費の中味は、食糧費と水道光熱費です。すなはち
国民年金は、財團法人の生計の命綱である。日本国家は被扶養家庭であり
被扶養家庭ではない。右命綱は被扶養から保護の小なり小なりない。
行はれず。国会は、国民年金法24条を改正し、改正の問題と削除する
義務を置く。したがふるに、国民年金法24条改正の問題を
削除する改正を求める意見書を 国会に提出するうえを求める。

以上。

令和6年3月5日

小金井市議会議長 宮下誠一

小金井市議会議長

大今和彦

陳 情 文 書 表

6 陳情第 6 号

陳情の審議未了処置における議員との意見的の都合を
流入させないため要件を作成し、それに基づいて審議すことを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 3 月 21 日
(西暦 2024)

陳情 代表者	住 所	小金井市若井町 [REDACTED]		
	氏 名	松井 圭	[REDACTED]	ほか 人
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]		

(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)
(本人署名以外は、押印が必要となります。)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所			
	氏 名			
	連 絡 先	() -		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 3 月 21 日		10.25		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	山 浦	[REDACTED]	明 加 彦 藤	[REDACTED]

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年3月21日

松井 豊

小金井市貫井南町 [REDACTED]

件名 陳情の審議未了処置において議員らの恣意的な都合を流入させないため
要件を作成し、それに基づいて審議することを求める陳情書

先般行われた「日野市民に対して誠意を願わしてください」(=5陳情第51号)の陳情審査において、宮下委員ならびに遠藤委員は即座に「審議未了を」との発言を行いました。

その後、15分ほどマイクを切っての協議ならびに会派に持ち帰っての協議（いずれも市民が知りえない状態での協議）で審議未了の合意がなされたようです。

ところでお二人の発言はいたって唐突であり、なぜなら、宮下委員、遠藤委員ともそのような意見を唱えるにいたった理由をまったく述べず、これは採決態度の表明という議員に課せられた責務の遂行において、ご自分たちの都合もしくは裁量によって、いかようにでもできるとのお考えであるように見受けられました。

結果的に議会も理由について言及しないまま、当該陳情を審議未了にしたことは本市議員の全てが宮下委員、遠藤委員と同等のお考えにあると推察されます。

しかしながら、その決定プロセスを非公開にした上に理由も述べずに陳情を審議未了したこととは、皆様方の秘密の談合による責務のサボタージュ行為ともとれることです。

つきましては、議員各位らの恣意的な都合を審議に流入させないために、審議未了処置を行う際には、事前に要件を明確に規定した上で、必ず適正な理由を付すことを求めます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 9 号

6陳情第9号
違法行為の放置に賛成に議会ならびに議員各位の
説明責任を問う

陳情書

趣旨 (別紙のとおり)

令和 6年 3月21日
(西暦2024)

住 所	小金井市貫井南町 [REDACTED]		
陳情代表者 姓 名	松井 豊	[REDACTED]	ほか 人
(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)			
連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]		

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議會議長

第1ガイド 請願・陳情	第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日	令 和 6 年 3 月 21 日 10:25				
受 付	担 当	主 任 係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年3月21日

松井 豊

小金井市貫井南町 [REDACTED]

件名 違法行為の放置に賛成した議会ならびに議員各位の説明責任を問う陳情書

先般、前市長が行った公立保育園廃園条例の専決処分に対し、それは違法であるとの判決が出、市はこれを認めました。

それに先立ち小金井市議会は白井市長が提出した廃園撤回条例案を否決していましたので、これは違法行為の放置に賛成した事であり、小金井市議会ならびに議員各位におかれましては、ことの正邪を判断する能力において著しくそれを欠いていたと言わざるをえません。そもそも議会の議決があるのに違法性が指摘されるというのは余程のことであり、裁判所は小金井市議会における正邪の判断にかかる倫理度を問題視したからこそ、かくのような判決を下したかのようにも見受けられます。

もちろん個々の判断において人間ですから道を誤るというのはありうべきことですが、問題は誤りを犯した後の身の振り方であり、その如何により、その方々の人間性は量されることになります。

小金井市議会条例には次のような記述があります。

「市民を代表する議決機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うこと」「議会の情報公開を推進して説明責任を果たすことや、市民の多様な意見をくみ取る努力、市民の負託に応えるための更なる自己研鑽が求められています」

これによれば廃園撤回条例案を否決した（＝違法行為に賛成した）ことは以下のようなことが問われることになるでしょう。

- ことの正邪を量るにおいて最善の判断および責任ある活動をしたのか
- ことの正邪を量るにおいて市民の負託に応えるための自己研鑽をしていたか
- ことの正邪を量るにおいて判断を見誤ったことに対して説明責任を果たすのか

小金井市においては、ゴミ焼却場の問題でも違法判断が下されておりますが、それを翼賛していた議会から未だなんらの声明もありません。

違法行為を唱導しておきながら、それが暴露された後に反省の色もないことが小金井市議会の特徴なのかもしれません、これは人のあり様として範になるものではありません。

つきましては、廃園撤回条例案を否決した（＝違法行為の放置に賛成した）議会ならびに議員各位に対し、なぜ正邪の判断において事を見誤ったのか、また、誤りを犯したことに対して、今後、どのような態度で臨んでいくのかについての説明を求めます。